

群勞発安0427第4号
高教第336-3号
平成30年5月18日

群馬県中小企業団体中央会長 殿

群馬労働局
局長 半田 和彦

群馬県教育委員会
教育長 笠原 寛
(高校教育課)



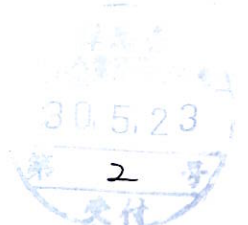
平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

労働行政の運営及び学校教育に対する支援につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規学校卒業者の就職問題につきましては、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に推進するため、求人秩序の確立並びに採用選考等の適正化について、例年、特別の御協力をいただいているところですが、このたび、平成31年3月新規学卒者の就職のための推薦及び選考開始期日並びに文書募集開始時期等の取扱いについて、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省職業安定局長通知に基づいて、平成30年4月24日(火)に「群馬県就職問題検討会議」を開催し、別添1及び2のとおり決定し実施することとなりましたので、御承知のうえ、貴団体傘下企業に対しての周知等について格別の御配慮をお願い申し上げます。

なお、新規学校卒業者の採用にあたっては、本人の適性、能力等を中心としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に添った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう、周知等について特段の御配慮を併せてお願い申し上げます。

おって、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省人材開発統括官連名による、主要経済関係団体代表者あての通知文写しを参考のため添付いたします。



記

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成31年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成30年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成30年9月5日（沖縄県については平成30年8月30日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成30年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

群馬労働局職業安定部職業安定課

担当 地方職業指導官 小見

電話 027(210)5007

群馬県教育委員会事務局高校教育課

担当 教科指導係 高柳

電話 027(226)4645

平成31年3月新規学校卒業者に係る募集について

関係各位

群馬労働局
群馬県教育委員会

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、新規高等学校卒業生を取り巻く就職環境は、改善されているところですが、就職希望者の応募機会を確保するとともに、新規学校卒業生に対する就職支援が円滑に推進されるよう今年度も「群馬県就職問題検討会議」を開催し議論を重ねてきたところです。その結果「高校生の就職出願に係る応募・推薦のあり方」及び「新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等に関する実施方策」について、次のとおり申し合わせることとなりましたので、趣旨を十分ご理解の上、格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

高校生の就職出願に係る応募・推薦に関する申し合わせについて

平成30年4月24日(火)に開催した「群馬県就職問題検討会議」において、平成31年3月卒業予定の群馬県内高校生の就職出願に係る応募・推薦に関する申し合わせについて、下記のとおり決定しました。(内容は昨年を継続)

群馬県においては、高校生の就職出願に係る応募・推薦に関して、平成31年3月卒業予定者の取り扱いを、次のとおりとすることを申し合わせ、確認する。

応募・推薦方法については、推薦開始の時点(9月5日)では1人1社とし、10月1日以降は1人2社までの複数応募を可能とする。

平成30年4月24日

「群馬県就職問題検討会議」

- 一般社団法人群馬県経営者協会
- 群馬県中小企業団体中央会
- 群馬県商工会議所連合会
- 群馬県工業家連合会
- 群馬県中小企業総務部
- 群馬県立中等教育委員会
- 群馬県私立高等学校教員会
- 群馬県職業安定所
- 群馬県労働局

「群馬県就職問題検討会議」の申し合わせに係る

推薦・応募・選考の具体的な取扱いについて

- 9月5日から9月30日までの取扱い
従来どおり(1人1社)とする。
- 10月1日からの取扱い
 - 10月1日は複数応募・推薦に係る選考開始日とする。
 - 複数企業への応募・推薦を希望する生徒の意向及びその可否(企業)の確認に係る取扱い。
 - 複数企業への応募・推薦を希望する生徒の意向を、企業に示す。
※ 調査書(推薦事由等の欄)に単願・併願の別等を記載する。
 - 複数企業への応募・推薦を希望する生徒に対して、企業の意向を示す。
※ 求人受理時に安定所にて、企業の意向を確認し、求人票の複数応募欄の可否について、チェックを入れる。
- 運用に当たっての留意点
 - 生徒・保護者に対して
複数応募・推薦を可能とする趣旨等の理解の徹底と、学校と企業との新たな信頼関係の必要性について理解を図る。
 - 学校に対して
 - 10月1日時点で未内定の生徒については、10月1日から企業選考に複数(1人2社まで)同時に応募できる。
 - 9月30日以前に応募し、応募先の選考を終えていない生徒についても、10月1日から複数応募可とするが、一次応募の結果が届いているか未着か、単願・併願の別等、個々の生徒に関する正確な事情を企業に示し、信頼関係の中で選考が行われるよう連携を密にする。
 - 内定を得た生徒は他の企業へは応募できないこととし、特別な事情が生じない限り、内定の辞退はできないものとする。
- 企業に対して
 - 選考日については、生徒が応募先を複数選定することに鑑み、早期に計画し、学校に対して連絡するよう努めることとする。
 - 企業の採否結果連絡については、できる限り速やか(採用試験後概ね7日以内)に学校長を通じて、応募生徒本人に通知することとする。
 - 複数企業応募生徒の採用内定に対する生徒の意向確認については、他の応募企業からの採否結果連絡待ちも想定されることから、検討期間を与えるものとする。

平成31年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

並びに文書募集開始時期等に関する実施方策について

- 1 平成31年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等については、次のとおりとする。
 - (1) 中学校については、公共職業安定所（以下「安定所」という。）における求人申込みの受理は平成30年6月1日以降、推薦及び選考開始時期は平成31年1月1日以降に行う。
 - (2) 高等学校については、安定所における事業所の求人票受付の開始は平成30年6月1日以降、求人票の返戻は同7月1日以降とする。なお、高等学校に直接求人申込みをする場合は、安定所の確認印のある求人票により、平成30年7月1日以降に行う。
 - 推薦開始は、推薦文書の到達が平成30年9月5日以降となるようにし、選考開始は、平成30年9月16日以降とする。なお、10月1日以降は1人2社までの応募・推薦を可能とするものとし、これに基づく選考開始は10月1日以降とする。
 - (3) 事業所の求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込を行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込を行った日以降についても行うことができるものとする。
 - 訪問に当たっては、校長の了解のもとに、学校運営に支障をきたさないよう事前に学校と訪問時間等の打合せを行うなど適切な配慮をする。
- 2 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行うなど、求人秩序を乱す事業所又は学校に対しては、関係機関及び関係諸団体の連携のもとに厳に自粛を促す。なお、生徒の勉学の安定を図るため、事業所及び学校に対して、就職内定生徒の就業開始（実習、研修、講習等を含む）時期を、新規中学校卒業生については、平成31年4月1日以降、新規高等学校卒業生については、卒業後（卒業式の翌日以降）とする。このことについて、周知徹底を図る。
- 3 各学校は、平成30年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省職業安定局長・厚生労働省人材開発統括官通知の趣旨を尊重し、自校における進路指導の充実と就職業務の適正を期するよう努める。
 - (1) 学校・生徒に県内産業等について正確な理解を徹底させるとともに、県内企業への関心を高め、職場への定着を図るよう指導を充実する。

(2) 職場見学や就業体験は、生徒が職業に関する理解を深めるための体験的な学習として、学校の教育計画に位置付けて行う。その際、採用選考につながらる方法等で行うことのないよう十分留意する。

(3) 学校は、全職員の共通理解のもとに、特に就職内定後における生徒の指導に留意し、心のゆるみから学習・生活態度をはじめ学校生活全般にわたって好ましくなくない影響を受けることのないよう、学習指導・生徒指導の徹底に万全を期する。

(4) 特別支援学級・特別支援学校の卒業予定者の就職については、適正な職業選択の機会が確保されるよう、学校と事業所、関係機関との十分な連携を図る。

4 各事業所は、次のことに十分配慮する。

(1) 学校が未就職者に対する職業指導を早期に実施できるよう、できる限り速やか（採用試験後概ね7日以内）に採否を決定し、学校長を通じ、応募生徒本人に通知することとする。また、選考に当たっては、採用内定取消しが生じないようにする。

(2) 就職のための選考等に際して、不合理な差別的取扱いのないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿い、男女とも均等な機会を与えるように努める。また、学校に対しても個々の生徒について就職の機会均等の確保が図られるようにする。

5 文書募集は、新規中学校卒業生については行わないこととし、新規高等学校卒業生については文書募集の開始時期は平成30年7月1日以降とする。また、新規高等学校卒業生に対して、文書募集を行う場合の条件は、以下のとおりとする。

- (1) 安定所で確認を受けた求人で、求人票記載内容と同じである。
- (2) 事業所を管轄する安定所名及び求人番号が掲載された広告等である。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行う。

[群馬県就職問題検討会議]



29 文科初第 1 4 9 4 号
職 発 0 2 1 9 第 6 号
開 発 0 2 1 9 第 3 号
平成 3 0 年 2 月 1 9 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
高 橋 道 和



厚生労働省職業安定局長
小 川 誠



厚生労働省人材開発統括官
安 藤 よ し 子



平成 31 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 29 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 30 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の

卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われな
いよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うととも
に、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内
定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題で
す。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、
特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するた
めの指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮
をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育
学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新
規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に
行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等
学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであ
ります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、
就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま
卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通
じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるととも
に、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題
を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上
を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成31年3月卒業予定者
のための採用枠の確保・拡大に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、平成31
年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情がある時
きは、次の地域に限り、平成30年12月1日から行っても差し支え
ないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新
潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管
内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所
管内の地域に限る。)

- (2) 新規高等学校卒業生の推薦開始期日については、推薦文書の到達
が平成30年9月5日（沖縄県については平成30年8月30日）以降
となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成30年9月

16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成30年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成30年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成30年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成30年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成31年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよ

う事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 30 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。